平成２２年（フ）第３７０号
岐阜県各務原市蘇原瑞穂町４丁目42番地
債務者　横山抄都美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５６号
岐阜市今嶺３丁目２番21―205号サンモール服部
債務者　山田　義徳
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５８６号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目208番地１アンピエールＳ206号
債務者　緒方　政樹
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５９１号
岐阜市西鶉２丁目47番地１
債務者　森　みさき
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
岐阜県各務原市川島笠田町96番地１
債務者　横山　朋美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２６５１号
愛知県津島市橘町２丁目44番地　サトーコーポ201号
債務者　中山みどり（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７５３号
愛知県弥富市五之三川平３丁目14番地
債務者　大栗　和子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８３１号
名古屋市中区新栄２丁目10番９号
債務者　前田　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２５号
大津市月輪４丁目14番２号
債務者　井形　友哉
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５２号
滋賀県草津市矢橋町105番地１　カーサソラッツオ壱番館525号室、前住所滋賀県草津市橋岡町93番地14
債務者　三浦　克彦
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０１号
滋賀県近江八幡市宮内町115番地１―２―209号
債務者　坪田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２１２８号
広島県安芸郡府中町みくまり３丁目14番31号
債務者　松本急送こと　松本　　憲
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５５号
広島市安佐南区緑井４丁目24番21―４号
債務者　市岡　麻里
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７５号
広島県東広島市西条町西条535番地２
債務者　西岡眞理香
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７７号
広島市南区南蟹屋１丁目９番11号
債務者　川野　美保
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４２号
広島県廿日市市永原970番地７
債務者　佐々木　涉
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８号
広島県尾道市因島中庄町2414番地３
債務者　村上　　玲
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係